



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851
 銀座事務所 〒104-0061
 東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階
 TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

“Win Win World”

会計

「国際財務報告基準(IFRS、国際会計基準)」

金融庁・企業会計審議会が本年6月に国際財務報告基準(IFRS)のアドプション(適用)に向けたロードマップを公表しました。内容は、連結財務諸表について平成21年3月期よりIFRSの任意適用を認め、早ければ平成27年3月期から強制適用を始めるとのことです。

今まで日本は、世界のIFRSの広がりには後れを取らないために「IFRSへのコンバージェンス(収斂)」を進めてきました。コンバージェンスとは、日本の会計基準を残しつつ、IFRSに近づけていく取り組みを指します。しかし、IFRSからみると第一の抵抗勢力だったアメリカが昨年11月にIFRSの採用を認めると発表しました。このことは、アメリカが自国の会計基準を捨て、IFRSをアドプション(全面適用)する流れと考えられており、日本も独自の会計基準にこだわっていることはできなくなりました。このこともあり、コンバージェンスから冒頭のアドプション(全面適用)への流れも加速していくのではないかと考えられています。日本の会計基準は無くなってしまおうのか…と思いましたが、個別財務諸表は現時点では適用は考えられていません。

このIFRSで強いインパクトがあるのが、「収益認識基準」が日本と異なることです。日本の会社の多くは、売上計上基準として「出荷基準」を採用しています。しかし、IFRSでは「リスクと便益が買い手に移転したときに収益を認識」とされ、「出荷基準」は認められておらず、「着荷基準」「検収基準」などになります。この変更により、売上高が一時的にせよ大きく変動する可能性があり、また、会計システム・販売システムなどの変更・構築をしなければならず企業にとって大きな影響があります。

これからどのようになるかは不透明な部分もありますが、今後の会計の動向に目が離せません。

国際税務

「国内と国外の双方で行われるサービス提供の消費税の取り扱いは？」

しばしば、「国内で行われるサービス」と「国外で行われるサービス」がひとまとめになった包括的な業務委託契約を見ることがあります。その際、消費税の課税判定をどのようにすればよいのか迷うところです。理論上、国内で行われるサービスは「国内取引」で保証等の一定の非課税取引以外は課税取引となり、仕入税額控除の対象とすることができます。一方、国外で行われるサービスは「国外取引」となり不課税取引ですから仕入税額控除を取ることはできません。しかし、契約書上にそれぞれの取引内容と対応する対価が明示されていることはなく、全体で一括して金額が記載されていることが通常だと思われます。例えば、海外進出を検討している会社が現地の市場調査を行うため、コンサルタント会社に、①現地での地元企業や公的機関との面談のアレンジ、②事前の資料作成、③現地での案内及び通訳、④市場調査に基づく報告書の作成を依頼したとします。個別に見れば、①は原則として現地で行われますから「国外取引」、②は事前に国内で資料作成が行われると思われるので「国内取引」、③は現地で行われる案内及び通訳ですから「国外取引」、④はそのサービスが国内と海外にわたって行われると考えられます。このような場合に、消費税の課税判定は、どのようにすればよいのでしょうか？まず、第一段階として、消費税の内外判定は、各個別の取引が明らかである場合を除き、取引単位で行います。事例では、包括的な業務委託契約全体で判断することになります。そして第二段階として、通信や貨物輸送等を除き事例のように国内及び国外にわたってサービスの提供が行われる場合には、サービスの提供を行う者の事務所等の所在地で内外を判定します。したがって、コンサルタント会社が国内事務所でサービスを提供していればすべてを「国内取引」として仕入税額控除の対象とすることができ、国外の現地事務所がサービスを提供していればすべてが「国外取引」となり不課税取引として取り扱われることとなります。